

瑞下第 804 号
令和 3 年 10 月 18 日

瑞穂市上下水道事業審議会長 様

瑞穂市長 森 和 之

下水道事業における受益者負担金及び分担金のあり方について（諮問）

下水道事業について、負担の衡平性を図り持続可能な事業とするため、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

当市の下水道事業は、「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、合わせて公共用水域の水質の保全に資すること」を目的として令和 2 年度に新たに瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）事業に着手し、令和 8 年度末の供用開始を目指しています。

下水道の整備には多額の費用が必要であり、その建設財源には、国庫補助金や起債等が充てられます。しかし、下水道事業により利益を受ける方は供用区域内の方に限定され、供用区域外の方との負担の不衡平が生じます。そのため受益者に対しその利益の範囲内で事業費の一部を負担いただくことにより負担の衡平を図るのが受益者負担金及び分担金の考えであります。

ついては、当市の下水道事業における貴重な建設財源である受益者負担金及び分担金のあり方について諮問いたします。

瑞穂市上下水道事業審議会 諮問要旨

1 受益者負担金及び分担金単価

受益者負担金及び分担金の単価は、市街化区域・市街化区域外に関わらず区域全体で一律の面積割単価を適用する案1を考えています。

区分	算定方法	市街化区域	市街化区域外
案1	区域全域で同一の面積割単価を設定	190 円/m ²	190 円/m ²
案2	市街化区域と区域外に区分して面積割単価を設定	180 円/m ²	220 円/m ²
案3	市街化区域は面積割定額 区域外は単一定額を設定	180 円/m ²	160,000 円/戸
案4	西処理区・別府処理区と同一の単一定額を設定	150,000 円/戸	150,000 円/戸

2 減免及び徴収猶予

本市は、合併処理浄化槽の普及が進んでいることを鑑み、合併処理浄化槽設置済の区画について、以下のとおり減免及び徴収猶予することを考えています。

対象	減免	徴収猶予
合併処理浄化槽設置済の区画	供用開始から3年以内に下水道に接続(排水設備改造工事の確認申請の確認)する合併処理浄化槽設置済の区画	供用開始区域内のすべての合併処理浄化槽設置の区画

3 別府処理区の取り扱い

別府処理区の取り扱いは、以下に示す2つの案のいずれかにすることを考えています。

区分	取り扱い
案1	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の分担金条例を存続する。 ・分担金の未納者が公共下水道に接続する際には、分担金条例に従い15万円を負担いただく。
案2	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の分担金条例を廃止し、公共下水道の受益者負担金を一律賦課する。 ・分担金を納付済の区画は、減免とする。